

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （農工法）														
税目（条文番号）	所得税（措法第 37 条第 1 項の表第 8 号、第 37 条の 4） 法人税（第 65 条の 7 第 1 項の表第 8 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9、第 68 条の 78、第 68 条の 79、第 68 条の 80）														
見 直 し の 内 容	<p>所得税は平成 23 年 12 月 31 日まで、法人税は平成 23 年 3 月 31 日までの適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p> <p>（制度の概要） 農村地域及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構造物を譲渡し、実施計画において定められた工業等導入地区内にある土地建物等又は機械装置等を取得して 1 年以内に事業の用に供した場合（供する見込みである場合）には、譲渡所得の譲渡収入金額が買換資産の取得価格以下の場合には譲渡収入金額の 80%（譲渡資産の譲渡収入金額が買換資産の取得価格を超える場合は取得価格の 80%）に相当する部分について譲渡所得の課税の繰延べを認める。</p>														
	<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （ - ）</p>													
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置の現状は次のとおりである。</p> <p>制度創設から約 40 年を経過している【昭和 46 年創設】 直近過去 5 年間の適用実績が僅少であり、今後も増加する見込みがない</p> <table border="1" data-bbox="491 1256 1444 1406"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用実績数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらを踏まえ、租税特別措置の見直しに関する基本方針に基づき、政策目標の実現に向けた手段としての有効性を厳格に検証した結果、有効性を認めることができないため延長要望を行わないこととする。</p> <p>なお、仮に本措置を廃止しても農工団地への企業立地が抑制されることは考えにくく、地方公共団体等への影響はないものと考えられる。</p>			項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	適用実績数	1	0	0	0	0
項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度										
適用実績数	1	0	0	0	0										